

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
2	要望の内容	総額型控除上限の10%引上げ等
3	担当部局	総務省情報通信国際戦略局技術政策課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・増加型:昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設 ・特別共同試験研究に係る税額控除制度:平成5年度創設 ・総額型:平成15年度創設 ・高水準型:平成20年度創設
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国のリーディング産業である情報通信産業における民間研究開発投資を促し、イノベーション創出を促進させることにより、民間における情報通信技術の進展、新規事業及び雇用の創出、情報通信サービスの高度化・多様化の実現、情報通信技術の普及による生産性・利便性の向上、国際競争力の強化及び民需主導の持続的な経済成長を実現する。 ----- 《政策目的の根拠》 総務省設置法第4条第75条 新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)
		② 政策体系における政策目的の位置付け 総務省政策評価基本計画(平成19年総務省訓令第60号) オ 情報通信(ICT政策) ① 情報通信技術の研究開発・標準化の推進
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 情報通信分野における研究開発投資の安定的拡大を維持していくため、以下の政策目標の達成を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信分野の新規事業の創出 ・情報通信サービスの高度化・多様化の実現 ・情報通信技術の普及による産業・社会改革の推進 ----- 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高めることに大きく寄与することが可能。
8	有効性等	① 適用数等 <ul style="list-style-type: none"> ・利用実績(うち、税法上の中小企業分) 平成19年度 8,479事業年度(5,747事業年度) 平成20年度 7,912事業年度(4,657事業年度) (出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」) (注)上記統計及び同統計における決算期間別の法人数から見て、研究開発税制の利用企業数では、中小企業が6割を占めると推測される。なお、平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。

	② 減収額	<p>・減収額実績（うち、税法上の中小企業分）</p> <p>平成15年度 1,046億円(21億円)</p> <p>平成16年度 4,242億円(147億円)</p> <p>平成17年度 5,663億円(307億円)</p> <p>平成18年度 5,820億円(305億円)</p> <p>平成19年度 6,269億円(167億円)</p> <p>平成20年度 2,881億円(246億円)</p> <p>(出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」)</p> <p>(参考)</p> <p>平成21年度 2,540億円</p> <p>平成22年度 2,358億円</p> <p>(財務省による減収額試算)</p>																																																																																																																														
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成15年～平成19年)</p> <p>我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP研究開発投資比率を維持している。</p> <p>主要国の対GDP研究開発投資比率</p> <p>(単位:%)</p> <table border="1" data-bbox="544 860 1273 1285"> <thead> <tr> <th></th> <th>2003年</th> <th>2004年</th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>日本</td><td>3.20</td><td>3.17</td><td>3.32</td><td>3.40</td><td>3.44</td></tr> <tr><td>中国</td><td>1.13</td><td>1.23</td><td>1.33</td><td>1.42</td><td>1.49</td></tr> <tr><td>韓国</td><td>2.63</td><td>2.85</td><td>2.98</td><td>3.22</td><td>3.47</td></tr> <tr><td>アメリカ</td><td>2.66</td><td>2.59</td><td>2.62</td><td>2.66</td><td>2.68</td></tr> <tr><td>イギリス</td><td>1.75</td><td>1.69</td><td>1.73</td><td>1.76</td><td>1.79</td></tr> <tr><td>カナダ</td><td>2.04</td><td>2.08</td><td>2.05</td><td>1.98</td><td>1.88</td></tr> <tr><td>ロシア</td><td>1.28</td><td>1.15</td><td>1.07</td><td>1.07</td><td>1.12</td></tr> <tr><td>フランス</td><td>2.17</td><td>2.15</td><td>2.10</td><td>2.10</td><td>2.08</td></tr> <tr><td>ドイツ</td><td>2.52</td><td>2.49</td><td>2.48</td><td>2.54</td><td>2.54</td></tr> <tr><td>イタリア</td><td>1.11</td><td>1.10</td><td>1.09</td><td>1.13</td><td>-</td></tr> </tbody> </table> <p>出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2009/01」</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成15年～平成19年)</p> <p>我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP民間研究開発投資比率を維持している。</p> <p>主要国の対GDP民間研究開発投資比率</p> <p>(単位:%)</p> <table border="1" data-bbox="544 1621 1273 2004"> <thead> <tr> <th></th> <th>2003年</th> <th>2004年</th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>日本</td><td>2.40</td><td>2.38</td><td>2.54</td><td>2.63</td><td>2.68</td></tr> <tr><td>中国</td><td>0.71</td><td>0.82</td><td>0.91</td><td>1.01</td><td>1.07</td></tr> <tr><td>韓国</td><td>2.00</td><td>2.18</td><td>2.29</td><td>2.49</td><td>2.65</td></tr> <tr><td>アメリカ</td><td>1.84</td><td>1.79</td><td>1.83</td><td>1.89</td><td>1.93</td></tr> <tr><td>イギリス</td><td>1.11</td><td>1.06</td><td>1.06</td><td>1.08</td><td>1.15</td></tr> <tr><td>カナダ</td><td>1.16</td><td>1.19</td><td>1.15</td><td>1.11</td><td>1.05</td></tr> <tr><td>ロシア</td><td>0.87</td><td>0.88</td><td>0.79</td><td>0.73</td><td>0.72</td></tr> <tr><td>フランス</td><td>1.36</td><td>1.36</td><td>1.3</td><td>1.2</td><td>1.31</td></tr> <tr><td>ドイツ</td><td>1.76</td><td>1.7</td><td>1.72</td><td>1.77</td><td>1.77</td></tr> </tbody> </table>		2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	日本	3.20	3.17	3.32	3.40	3.44	中国	1.13	1.23	1.33	1.42	1.49	韓国	2.63	2.85	2.98	3.22	3.47	アメリカ	2.66	2.59	2.62	2.66	2.68	イギリス	1.75	1.69	1.73	1.76	1.79	カナダ	2.04	2.08	2.05	1.98	1.88	ロシア	1.28	1.15	1.07	1.07	1.12	フランス	2.17	2.15	2.10	2.10	2.08	ドイツ	2.52	2.49	2.48	2.54	2.54	イタリア	1.11	1.10	1.09	1.13	-		2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	日本	2.40	2.38	2.54	2.63	2.68	中国	0.71	0.82	0.91	1.01	1.07	韓国	2.00	2.18	2.29	2.49	2.65	アメリカ	1.84	1.79	1.83	1.89	1.93	イギリス	1.11	1.06	1.06	1.08	1.15	カナダ	1.16	1.19	1.15	1.11	1.05	ロシア	0.87	0.88	0.79	0.73	0.72	フランス	1.36	1.36	1.3	1.2	1.31	ドイツ	1.76	1.7	1.72	1.77	1.77
	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年																																																																																																																											
日本	3.20	3.17	3.32	3.40	3.44																																																																																																																											
中国	1.13	1.23	1.33	1.42	1.49																																																																																																																											
韓国	2.63	2.85	2.98	3.22	3.47																																																																																																																											
アメリカ	2.66	2.59	2.62	2.66	2.68																																																																																																																											
イギリス	1.75	1.69	1.73	1.76	1.79																																																																																																																											
カナダ	2.04	2.08	2.05	1.98	1.88																																																																																																																											
ロシア	1.28	1.15	1.07	1.07	1.12																																																																																																																											
フランス	2.17	2.15	2.10	2.10	2.08																																																																																																																											
ドイツ	2.52	2.49	2.48	2.54	2.54																																																																																																																											
イタリア	1.11	1.10	1.09	1.13	-																																																																																																																											
	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年																																																																																																																											
日本	2.40	2.38	2.54	2.63	2.68																																																																																																																											
中国	0.71	0.82	0.91	1.01	1.07																																																																																																																											
韓国	2.00	2.18	2.29	2.49	2.65																																																																																																																											
アメリカ	1.84	1.79	1.83	1.89	1.93																																																																																																																											
イギリス	1.11	1.06	1.06	1.08	1.15																																																																																																																											
カナダ	1.16	1.19	1.15	1.11	1.05																																																																																																																											
ロシア	0.87	0.88	0.79	0.73	0.72																																																																																																																											
フランス	1.36	1.36	1.3	1.2	1.31																																																																																																																											
ドイツ	1.76	1.7	1.72	1.77	1.77																																																																																																																											

イタリア	0.52	0.52	0.55	0.55	0.55
------	------	------	------	------	------

出典：OECD「Main Science and Technology Indicators 2009/01」

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成22年度～平成31年度)

平成22年度の減税試算額における、総額型控除上限の引上げ効果：
406億円程度

↓

後述する研究開発税制による経済波及効果試算に基づき、平成22年度に総額型控除上限を10%引き上げなかった場合におけるGDPの押し下げ効果(平成22年度～平成31年度の累計)を減税額割合で按分して試算：
約2,480億円

《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成22年度～平成31年度)

経済波及効果の試算(暫定版・旧モデル)

【総額型本体部分(控除限度額20%)】

① 減税による研究開発投資の押し上げ効果の試算

研究開発税制利用実態調査結果(平成22年度経産省実施、以下、「利用実態調査」)を基に、平成22年度1年間の減税による研究開発投資押し上げ効果を次のとおり試算。

・平成22年度減収額：1,678億円(財務省試算)

↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果：1.38倍

・研究開発投資押し上げ額：2,232億円(1,678億円×1.38)

② 減税により押し上げられた研究開発投資による経済波及効果の試算

上記①を基に、押し上げられた研究開発投資(2,232億円)が中長期的に及ぼすGDP押し上げ効果を、マクロモデル(平成16年度経産省委託事業により構築したマクロモデルのデータを最新化して利用)により次のとおり試算。

・研究開発投資押し上げ額：2,232億円

↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算)

・平成22年度の研究開発税制による減税が、平成22年度～平成31年度までの10年間に及ぼすGDP押し上げ効果：約1兆円(1兆230億円)

【経済対策・特別試験研究税制・増加型・高水準型】

上記で試算した研究開発税制全体の経済波及効果を、利用実態調査で得られた各型別の減収額割合で按分して次のとおり試算。

① 経済対策(控除限度額10%引上げ)のGDP押し上げ効果

・平成22年度減収額：406億円(財務省試算を元に経産省試算)

・10年間(平成22～31年度)累計で約2,480億円

② 特別試験研究税制のGDP押し上げ効果

・平成22年度減収額：1億円(財務省試算)

・10年間(平成22～31年度)累計で約20億円

③ 増加型のGDP押し上げ効果

・平成22年度減収額：66億円(財務省試算)

・10年間(平成22～31年度)累計で約1,230億円

④ 高水準型のGDP押し上げ効果

・平成22年度減収額：19億円(財務省試算)

・10年間(平成22～31年度)累計で約120億円

		<p>【中小企業技術基盤強化税制】</p> <p>① 減税による研究開発投資の押し上げ効果の試算 中小企業試験研究税制利用実態等調査(平成22年度中企庁実施)を基に、平成22年度1年間の減税による研究開発投資押し上げ効果を次のとおり試算。 ・平成22年度減収額:188億円(財務省試算) ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果:1.70倍 ・研究開発投資押し上げ額:320億円(188億円×1.70)</p> <p>② 減税により押し上げられた研究開発投資による経済波及効果の試算 上記①を基に、押し上げられた研究開発投資(320億円)が中長期的に及ぼすGDP押し上げ効果を、研究開発税制本体と同一のマクロモデルを用いて試算 ・研究開発投資押し上げ額:320億円 ↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算) ・平成22年度の研究開発税制による減税が、平成22年度～平成31年度までの10年間に及ぼすGDP押し上げ効果:約2,310億円</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>情報通信分野における研究ニーズはますます増加・多様化すると考えられ、我が国経済の進展及び産業競争力強化を図るためには、我が国のリーディング産業たる情報通信産業において革新的な新技術の創出を強力に推進する必要がある。このため補助金や金融支援といった特定事業者に対する支援措置に加え、包括的に当分野の民間研究開発の積極的投資へのインセンティブを与える当制度は政策手段として妥当である。さらに、今後の我が国の産業・社会変革を担う情報通信技術の研究開発への支援措置はその成果が新サービス・新事業に結びつき、特定事業者への支援措置に留まらない高い公益性を持つものであり、当制度は政策目的においても妥当である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>戦略的情報通信研究開発推進制度[※]は、公募によるため採択された研究者(研究機関)のみに対する措置であり、予算規模には限界があるため、支援範囲に限られるが、本税制による措置は、研究を実施する者を広く対象として支援することができる点で政策手段として大きな相違がある。</p> <p>※戦略的情報通信研究開発推進制度(委託費) 競争的な研究開発環境の形成により、情報通信技術のシーズの創出と研究開発力の向上等を図るため、戦略的な重点目標に沿った独創性・新規性に富む研究開発を推進する競争的研究資金制度</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>我が国の法人企業が産出する付加価値額は、地域に根ざす中小企業によって全体の5割強が産出されてきた。(2009年版中小企業白書)。 本税制を通して、その中小企業の研究開発環境を大企業よりも優遇することにより、国全体でのイノベーションの促進・ものづくり産業の底上げに加え、地域経済に対しても新規産業・雇用創出等、地域経済の持続的な経済成長の実現につながることから、本税制は地方公共団体と国とが一丸となって取り組むに値する特例措置となっている。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—